

【代表者 細川 信義からのご挨拶】

雪のしんと降りる田舎の風景を思い浮かべる季節を迎えております。今、経営のこと、経済のことを考えると、グローバル化の激しいうねりを無視できません。生活は十分。何か不自由なことがあるでしょうか。後は、健康に過ごせたら満足なはずなのに、「成長成長」の掛け声。それより必要以上のことはせず、後世のために天然資源を残しておくほうがいいのではないのでしょうか。1日を満足に過ごし、夜布団の中に入り自分の体に「ありがとう」と言えれば十分ではないのでしょうか。2007年もきっと素晴らしい年になることでしょう。そのときを如何に掴むかはそれぞれの努力次第です。

## 「今回のトピックス」

### < 税務 > 年末調整について

今年の年末調整から定率減税が半減されます。これまでの所得税×20%減（最大25万円）から今年はその減税率が10%（最大12万5千円）になり、来年には完全に廃止されます。また、平成17年分から引続き老年者控除が廃止、年金保険料等の社会保険料控除については、その保険料等の支払いをした旨を証する書類を年末調整の際に添付しなければなりません。年末に向けて早めの準備をしておきましょう。

### < 経営 > 小規模企業共済について

個人事業主又は会社等の役員の方が、事業をやめた時や退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。所得控除の税務上メリットや事業資金の貸付制度もありますので、加入については一度当事務所までご相談下さい。

### < 税務 > 青色申告制度について

所得税の不動産所得、事業所得、山林所得について確定申告をする場合、「青色申告制度」があります。一定の要件を満たすことにより有利な取扱いが受けられる制度であり、主なものとして 65万円（山林所得は適用不可）又は10万円の青色申告特別控除 純損失の3年間繰越 青色事業専従者給与 貸倒引当金等があり、当該制度を受けようとする人は、その年の3月15日までに「青色申告の承認申請書」を所轄の税務署長に提出しなければなりません。なお、その年の1月16日以後に新たに開業した人は、開業後2ヶ月以内に申請すればよいことになっています。申請期限については注意が必要です。今一度ご確認ください。

### < 税務 > 消費税について（個人事業者の方）

消費税の課税売上高が1,000万円を超えれば、課税事業者になります（平成18年分の申告については、2年前、つまり平成16年分の確定申告の売上高で判断します）。個人事業主の方は、事業所得だけでなく、不動産所得も合計して判定します。駐車場の貸付・テナントの貸付など、例えそれが1台、1室であっても規模は問わず、課税売上高にカウントされます。すでに課税事業者になっていて、簡易課税の適用を受けている場合は、来年以降の多額の設備投資の予定・人件費の大幅な減少等で、簡易課税が不利になる場合があります。来年に大きな変動がある場合は、平成18年12月31日までに届出が必要となりますので、当事務所の職員へ事前にご相談下さい。

### 税務・労務予定表

#### < 1月 >

- ・18年12月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・平成18年11月決算法人の確定申告
- ・個人住民税第4期分の納付
- ・所得税の法定支払調書・同合計額表提出
- ・給与支払報告書・償却資産申告書の提出

#### < 2月 >

- ・19年1月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・18年12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付
- ・特別土地保有税の申告
- ・確定申告(2/16～3/15)
- ・贈与税の申告(2/1～3/15)

#### < 3月 >

- ・19年2月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・19年1月決算法人の確定申告
- ・所得税第3期分納付
- ・贈与税納付

平成18年度の税制改正により、平成19年度分以後の「所得税」「個人住民税」の税率が変更となります。それに伴い給与から控除する「源泉所得税」も平成19年度以後変更しますので、ご注意ください。